

寛政―文化期前半における萩藩密用方について

はじめに

山 崎 一 郎

萩藩密用方は、七代藩主重就の治世下、安永三年（一七七四）七月に設置された。前稿で検討したように^①、成立期の密用方は、重就の意向に基づく業務―毛利家に関する歴史調査、大規模な藩祖の年忌法要実施、家臣への文武諸芸取立褒賞、重就治世の正当性を主張する「御国政再興記」の編纂等―を主に担当した。それらは、長府藩主から萩本藩主となった重就にとって、藩内における自らの政治的立場を強化する意図を有するものであった。密用方は業務遂行にあたり、国元、江戸の諸役所文書、毛利家伝来の什書類を中心とする御宝蔵文書など、藩内の文書を唯一横断的に調査、閲覧することを許されており、その結果、藩内における「情報の保管庫」としての性格を帯びていった。それゆえ、安永期の江戸藩邸焼失時には藩邸文書の復元作業にも貢献した。成立期密用方では初代役人中山又八郎が大きな役割を果たしたが、彼は天明六年（一七八六）九月に死去し、重就も寛政元年（一七八九）十月に死去した。

本稿は、その後の密用方、特に寛政から文化期前半（一八世紀末―一九世紀初期）を対象にその動向を検討する。一九世紀段階の密用方については、藩の「復古」政策を支えた密用方の役割を重視する岸本覚氏の研究^②、文政期以降の三

代実録編纂事業を検討した河本福美氏の研究がある。^③また、天保十四年（一八四三）に実施された羽賀台操練の準備掛に密用方山田亦介が任命されたことへの指摘もある。^④ただし、いずれも文化・文政期頃から幕末期を主な対象時期とするもので、それらに先行する寛政期の動向にはまだ詳細な検討はない。密用方の問題は、設置以後の長いスパンでの連続性と段階的な変化に注目する視点が不可欠と考える。

この時期の萩藩にとって大きな出来事には、幕府による系譜調査事業の進行、寛政四年（二七九二）の幕府国目付の来藩があり、また寛政期からは海防問題もクローズアップされてくる。^⑤密用方はこれらの事柄に関与していく。それは、藩内における密用方の位置づけが成立期とは変化していく過程でもあった。

密用方の研究が、毛利家文庫を構成する文書記録を理解する上で重要な課題であることは前稿で述べた通りである。

一 寛政く文化期前半の密用方役人

最初に、当該期に活動した密用方役人を説明しておく。^⑥

（１）柿並多一郎

柿並多一郎は、柿並市右衛門（一八世紀半ばに当職所の文書整理を担当し、記録管理マニュアル「当職所記録仕法」を作成、のち密用方の前身である江戸御国大記録方に就任^⑦）の息子である。明和三年（一七六六）七月、一九才で中山又八郎の下で助筆となり、密用方新設後も引き続き助筆を務め、安永四年（一七七五）に密用方御用を命じられた。中山死後、天明六年（一七八六）十月に密用方役に昇進^⑧、同八年二月に江戸御用所右筆役へ転任した（四一才）。助筆時代も含め通算二三年の長きにわたり修史事業、記録編纂、調査事業に従事した。寛政八年（一七九六）時点の禄高は一〇

○石。次に述べるように、柿並の後、密用方には山崎与左衛門が就任するが、彼が仕事に不慣れの間、柿並に山崎の指導が命じられるなど、転任後も柿並と密用方の関わりは深かった。

(2) 山崎与左衛門

天明八年（一七八八）十二月九日、三田尻御勤方から右筆役となり密用方御用を命じられた（三五才）。当時、山崎家家督は父与右衛門にあり、与左衛門は嫡子雇という形で就任した（与左衛門へは藩から御雇料二五石が与えられた）。その後寛政二年（一七九〇）八月に密用方本役となる。同十年、山崎家の家督を嗣ぎ（二五一石余。御雇料は返上）、翌十一年四月二十七日遠近方へ転任となったが、同年七月死去（四六才）。密用方には約一一年間従事した。

(3) 長谷川甚平（有文）

天明八年十二月二十三日、二六才の時に密用方定助筆となる。山崎が密用方御用を命じられた十四日後であった。その後寛政二年八月、嫡子雇として右筆役に取り立てられ密用方御用を命じられた。同日山崎も密用方本役に命じられており、長谷川には「山崎与左衛門申談可遂所勤」と指示された。長谷川は山崎より一〇才ほど年下で、助筆時代から一貫して山崎の下で働いている。同十年より御末家岩国御内用掛を兼帯。助筆時代を含め一二年間密用方に勤務した後、寛政十二年（一八〇〇）七月に江戸方御用所御右筆添役に転任、翌年一月に同本役となった。文化四年（一八〇七）死去（四五才）。

後述のように長谷川は、寛政五年（一七九三）、藩武具方に納められていた旗類を調査し、その形状、由来、使用のされ方などをまとめて「旌旗考」を編纂し、同時に毛利家の軍制の歴史をまとめ「密策」を著した。村田清風は「旌旗考」に「長谷川有文が有意の著述なり」と高い評価を与えており、また吉田樟朔著『近世防長人名辞典』では、「後年村田清

風、有文に私淑する所多かりしと言わる」（「長谷川甚平」の項）とある。

（4）林弥左衛門

明和七年（一七七〇）から三二年間右筆役を務めた。途中安永九年（一七八〇）には「考績抄」（藩士の人事記録）初編の編纂に従事している。右筆役の晩年、寛政十一年（一七九九）六月から享和二年（一八〇二）七月までの三年間、密用方の御末家岩国御内用掛を務めた（五五・五八才時）。退任後は御廨下番鬼喰役を一五年務めている。

（5）佐世八十郎（新右衛門）

寛政五年から右筆役となり、寛政十二年七月から享和二年七月までの二年間、密用方の御末家岩国御内用掛を務めた。その後御用所御右筆添役となり、文化五年（一八〇八）から同本役となる。文化八年から江戸の矢倉頭人（財政担当）を務めた後、同九年から二年間再び密用方に就任した。その後は撫育方の頭人を務めている。

（6）内藤市右衛門（貞幹）

寛政二年（一七九〇）八月十五日、二六才の時に密用方助筆となる。山崎が密用方本役に任じられ、長谷川に密用方御用が命じられたのと同日である。助筆は八年間勤務。享和二年（一八〇二）七月、嫡子雇として右筆役となり密用方へ配属となる。御末家岩国御内用掛を兼帯。文化七年（一八一〇）八月まで約八年間密用方を務めた後、御用所右筆添役へ転じ同九年から本役となった。御用所右筆役を二二年勤め、その後は江戸矢倉方（財政担当）、当役手元役など江戸方（当役方）の役職を経て、文政八年からは国元の上関・大島代官、蔵元兩人役などを務めた。

『近世防長人名辞典』の「内藤市右衛門」の項には、「村田清風、嘗て市右衛門と同局に勤むるを以て、最も親善にてその米寿の賀頌あり」とある。内藤は密用方時代には村田と同職ではないが、御用所右筆役時代に一緒であった。

(7) 湯浅仁兵衛

享和三年（一八〇三）二月に右筆役となり密用方勤務を命じられた。その際「内藤市右衛門申談可相勤候事」と指示され、内藤市右衛門の下での勤務であった（密局日乗）。文化八年（一八一二）十一月まで九年近く密用方に勤務した。同年御用所右筆添役へ転任し、同十年に本役。文化十二年には当職手元添役となり十三年から同本役となる。文政三年（一八二〇）には再び江戸方手元役となる。

(8) 小括

成立期からの功労者柿並の転任後、密用方は山崎・長谷川のコンビが長く務め、林・佐世時代を挟んで、内藤・湯浅のコンビがまた長く務めた。だいたい二名が配置されているが、一方は藩主参勤に伴い記録類を持参して江戸へ向かい、一方が国元でも業務を継続する形であった。また、定助筆、書調助筆も複数置かれた。

柿並・山崎・長谷川・内藤・湯浅は、いずれも若い頃、役人としてのキャリアの初期を密用方で過ごしている。一二年間に及んだ柿並は別格だが、残り四人も八〜一〇年間密用方に勤めた。長谷川・内藤は助筆時代もある。また山崎以外の四名は、密用方後、御用所（当役）右筆役へ転任した点でも共通する。密用方でのキャリアは、幕府、諸大名、支藩との関係が深い当役下での仕事に有用であったと考えられる。山崎・長谷川は早世したが、内藤は御用所右筆役の後、江戸、国元の中枢役所で勤務し、湯浅も当職・当役の手元役を歴任した。佐世も矢倉方・撫育方を務めている。若くして密用方に勤務し、のち藩中枢役所の役人へ昇進していくルートをそこに見い出すことができる。

二 寛政期における幕府の系譜調査と密用方

寛政く文化期、幕府は「藩翰譜統編」「寛政重修諸家譜」の編纂を行う。この時期の幕府の動向は白井哲哉氏の研究に詳しい¹⁰⁾。また、「藩翰譜統編」編纂に係る萩藩の動向については根岸茂夫氏の研究がある¹¹⁾。本章では幕府の系譜調査事業と密用方との関わりに焦点を当てる。

（1）「藩翰譜統編」編纂と密用方

①幕府および萩藩の動向

寛政元年（一七八九）、幕府は「藩翰譜統編」の編纂を企図し、諸大名へ系譜（史料上は「御系譜」と表現）の提出を命じた。新井白石編「藩翰譜」は、万石以上の大名三三七家の家伝由緒が集成されたもので、元禄十三年（一七〇〇）、徳川綱豊（のち家宣）の命で開始され、翌十四年脱稿、同十五年浄書進呈された（吉川弘文館『国史大辞典』）。この「藩翰譜」に続くものが「藩翰譜統編」であり、聖堂付儒者岡田寒泉、奥右筆所組頭瀬名貞雄が編集の中心となった¹²⁾。寛政元年十一月二十五日、大目付桑原伊予守盛員が「諸家之御系譜改御用掛」に任じられ、同二十九日、桑原は諸大名へ「御系譜」提出を命じた。桑原は「御系譜」のとりまとめ役であった。

萩藩では、当時在府中の密用方山崎与左衛門が「御系譜」の担当者になった¹³⁾。ただし、事は慎重に進める必要があるため、すべて御用所右筆役柿並多一郎と相談して進めるよう指示された。また系図の清書には時間を要するため、専任者として明倫館助教草場周蔵が江戸へ呼び寄せられた。翌二年一月二十六日、江戸に到着した草場は、山崎と相談の上業務を行うよう指示されている。「御系譜」は寛政二年三月二十三日に完成し、四月二十五日、萩藩公儀人から桑原伊予守へ提出された。この「御系譜」は二代綱広から八代治親、その嫡子斉房までのものであった。

六月十四日、桑原の用人から「御系譜之儀ニ付御達之儀御指図」があるので出向くよう諸大名に指示があり、萩藩からも公儀人が出頭した。書式統一に関する指示であったが、萩藩の場合は出来が良く特に問題はないとされた。ただし、六代藩主宗広に關し「宗広嫡子ニ成候儀、御届ニ而候哉、願之上相済候哉」との質問があり、公儀人は国元に照会すると回答した。その際、提出した「御系譜」は一旦持ち帰った（密用方山崎は藩主に従って五月二十九日には萩へ帰国していた）。加えて、再提出時には萩藩代々藩主・庶流の実名を読み仮名付きで提出するよう指示もあった。「密局日乘」によれば、同年十月十七日に「御系譜」二箱が江戸に送付されており、国元の密用方が作成した修正版がこの日江戸へ送られたようである。この後、寛政四年閏二月にも桑原から「御系譜追加」の指示があった。秀就から綱広までの系譜の提出指示であったようである。この作成も山崎が担当した。

支藩である長府藩、徳山藩、清末藩も寛政二年二～三月に「御系譜」を提出した。毛利家文庫には各支藩が幕府へ提出した「御系譜」案が残るが、それには「此御方々之付紙ニ」という形でコメントが記入されている。⁽¹⁴⁾これらのコメント、チェックも密用方が行ったと考えられる。

②「藩翰譜参考」および「引書」の作成

右の動向と併行した注目される動きに、密用方による「藩翰譜参考」の作成がある。

寛政二年二月、萩藩は公儀人栗屋丹治を通じ旗本勝田安芸守元忠から「藩翰譜」を借用した。内容を検討すると、萩藩の認識する史実とは一致しない点が多く発見された。⁽¹⁵⁾特に問題は、毛利秀元（初代長府藩主）を「御当家（毛利宗家）之御正統」のように記している点であった。後述のように江戸時代には、秀元が輝元から家督を継ぎ秀就に譲ったという言説が広まっており、その原因のひとつが「世上流布」する長府系の書物「毛利家記」の存在であった。同書は、文

政期に始まる三代実録編纂時、岩国系の「陰徳太平記」とともに「偽書」と断じられた書物である。⁽¹⁶⁾

そこで萩藩は、「藩翰譜」を勝田へ返却する際、誤り（と萩藩が認識する）箇所を指摘した書付をそれに添付したいと考えた。この作業を担当したのも密用方であった。密用方（当時在府中の山崎）は、江戸には詳細な記録がなく帰国の上で作業したいとし当役堅田から認められた（三月二十四日⁽¹⁷⁾）。帰国後完成したのが「藩翰譜参考」である。「密局日乗」によれば、翌三年二月十八日に「藩翰譜参考出来」とあり、御用所右筆柿並多一郎から当役堅田へ報告されている。翌日、参勤交代で江戸に出発する当役堅田が「於御旅中、緩々可被遊御覧旨被仰出」たとある。

「藩翰譜参考」⁽¹⁸⁾は「藩翰譜」の記事を訂正・批評する内容であり、「藩翰譜」本文を引き、割書・朱書で訂正・批評を書き記す形式で記されている（写真1）。同時に典拠史料をまとめた「引書」も作成された。⁽¹⁹⁾この「藩翰譜参考」については根岸茂夫氏の研究に詳しい。氏によれば、訂正・批評点は人名、地名、年代・事項、毛利氏の言行など九二箇所にとわたり、引用史料は五六種類にも及ぶ。批判が集中しているのは関ヶ原での毛利氏の去就、および毛利秀元に関する記事であるという。⁽²⁰⁾

密用方は、誤りの一部だけを指摘すればそれ以外を萩藩が公認したと取られかねず、また証拠を示さなければ批判の説得力を欠くと考えた。さらに、「藩

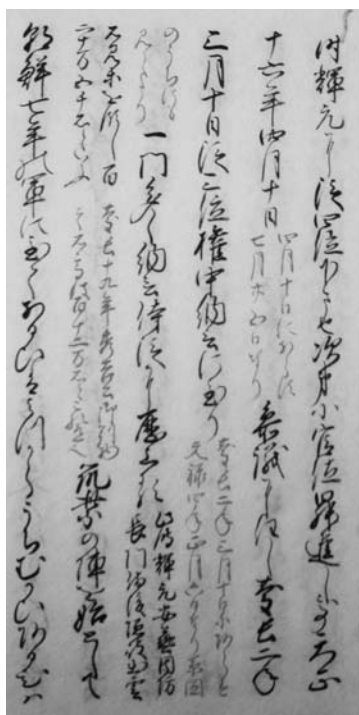


写真1 「藩翰譜参考」

大きい文字部分が「藩翰譜」の本文、それに対する批判が朱の割書（薄い文字）部分。

「藩翰譜」の典拠ともなった「毛利家記」の誤りをきちんと指摘すべきとも考えていた⁽²¹⁾（「毛利家記と申、御当家之儀相違の
みを事実之様申立認候書、世上流布仕、既藩翰譜も右之書を基立ニノ認候儀と相見、問々毛利家記ニケ様有之忤相見候」⁽²²⁾）。
こうして密用方は「藩翰譜参考」の編纂に至った。しかし完成した「藩翰譜参考」が、勝田への「藩翰譜」返却時に実
際添付されたかは不明である。むしろ添付されなかった可能性が高いと考える。「藩翰譜参考」下書の完成後、このまま
清書してよいか密用方が伺書を提出した際、藩内に次のような意見があったからである。⁽²³⁾

藩翰譜之儀者公儀之御物ニ付、何そ御家筋御吟味之節者御引調之御用ニも可相成哉、然者相違之儀を其儘ニ而も難被
差置儀ニ付、為被仰付儀ニ者候へ共、前段ニも相見候通、証拠を引不申候而者其詮薄ク、無忤大切なる御什書物等之
御文言をも書記候へ共、全体御家ニ而有廉御什書白地ニ書記候段、還而いか、數者有御座間敷哉

「藩翰譜」は幕府の書物であり、今後大名家の家筋調査に引用される可能性もあるため、間違いをそのまま放置はできず
密用方へ対応が命じられた。しかし、証拠を示して指摘しなければ効果は薄く、そのためやむを得ず大切な毛利家の什
書類等から文言を書き記すことになったが、それはかえって良くないのではと疑問を呈している。

「藩翰譜参考」の凡例には、「毛利家伝記（＝「毛利家記」）の説を以て拠とせしよし所々に見へたり、秀元の譜は猶
しも此書による物ならんか、然るに彼記ハ証としかたき事とも多し、子細をいわされハ証とならん恐れあり、証としか
たき事を明さんとすれハ、肉を割の辱を免れず、是を如何かせん、しかし所詮はすかしめを忍んで恐れなからんにはと、
爰に其粗を述ふ」とある。⁽²⁴⁾「藩翰譜」とその典拠となった「毛利家記」に反論するため、毛利家の大切な什書の内容を記
す結果になった点を「肉を割の辱」と表現している。大切な什書類の内容を世間の目にさらすことは決して好ましいこ
ととは認識されていない。そのため先の引用部分に続けて言う。

畢竟大意之所考、秀元様御当家之御正統二而者無之と申儀さへ相見候へ者、乍恐其余者大概二而も可被相済哉、惣而後年何そ御願事有之時者、其節之御道理宜様整候二付、後年若々此度書記候趣を不考、不合之事共千万一書出候而者御為不宜、尤左様之儀可有之事二者無御座候へ共、可相成程者被控置候方、却而奥意深く相見、宜筋二者有之間敷哉

大筋では秀元様が萩藩本家の「御正統」でないことさえわかれば、その他は大体のところを示せば済むのではないか。後年幕府への願い事がある際にはその時に道理が通るように対応する。もし後年、「藩翰譜参考」の内容を考慮せず、史実に合わないことを萩藩から幕府へ提出することがあつては良くないが、そういうことはないと考える。現時点では出来るだけ控えておく方が「奥意深く」見えて良いのではないか、という。藩内には、勝田への「藩翰譜」返却時、「藩翰譜参考」の添付は止めておく方がよいという意見があつたのである。それ故、引用部分に続く箇所では、「藩翰譜参考」ではなく「藩翰譜之内相違之廉」を添付すればよいのではと提案し、当役の判断を仰いでいる。

結末は不明ではあるが、萩藩が「藩翰譜」の問題点を認識し、密用方によって「藩翰譜参考」が作成されたこと、同時に、「藩翰譜」でも典拠とされた「毛利家記」の存在を萩藩が非常に問題視している点に注目したい。「藩翰譜」の記述が誤っていることは由々しきことではあるが、幕府へはしかるべき時にきちんと藩の立場を主張すればよい、しかし、「世上流布」する誤りだらけの「偽書」⁽²⁵⁾「毛利家記」にどう対応するか、それが萩藩にとつて大問題なのである。この課題は文政期から始まる三代実録編纂によつて解決が目指される。

（2）「寛政重修諸家譜」編纂と密用方

寛政十一年（一七九九）四月九日、幕府は諸大名に「御系譜被差出候様御沙汰」を下した。これは「寛政重修諸家譜」の編纂に係るものである。幕府は「藩翰譜続編」編纂と併行して、寛政三年五月から「万石以上、御目見以下」の先祖

書の「改正取調」を開始し、一旦中断後、同十一年から調査を再開したのである（幕府担当者は堀田正敦・正毅）。その後、追加調査を経て文化九年（一八二二）十月に完成したのが「寛政重修諸家譜」である。⁽²⁶⁾

系譜は、先年「藩翰譜統編」用に提出した以降の分でよいとされた。ただし「家之紋、替紋、幕之紋之事」の書出が新たに指示された。⁽²⁷⁾ 萩藩では在府中の密用方長谷川甚平が担当者となり寛政十一年十一月に提出した。支藩も同年から翌年にかけて提出した。この「御系譜」提出に係り、萩藩と長府藩・徳山藩との間で記載に関する問題が生じた。特に長府藩とは大きな衝突が生じ、その解決に密用方が大きな役割を果たすことになった（以下長府藩について述べる）。

①「御紋之儀」に関する萩藩と長府藩の対立

寛政十一年十一月「御系譜」を提出した萩藩は「御紋之儀」について、（a）「家之紋」は一文字三星または澤瀉、（b）「菊桐之紋」は元就が正親町天皇から勅許を得たものであり、また「桐之紋」は將軍足利義昭から賜り、以来毛利家の総領一人が用いている、（c）「幕之紋」は右の紋を古来より用いている、と記した。⁽²⁸⁾ 一方長府藩は、「家之紋」には毛利秀元が太閤秀吉から拝領して以来「菊桐之紋」を使用している、と報告しようとした。長府藩の事前提出を受け、密用方のチェックでこれに気づいた萩藩は、長府藩に対し、「菊桐之紋」は太閤秀吉の時に秀元が朝廷の勅許を得て賜ったが、朝廷を憚って使用せず、現在は「桐之紋」を常用している、と書き改めるよう求めた。⁽³⁰⁾

従来、長府藩主は「菊之紋付」を使用していたことから、長府藩は萩藩に再考を申し入れた。しかし萩藩は拒絶した。元文四～五年（一七三九～四〇）、六代藩主宗広の時、萩藩は長府藩へ対し、「菊之御紋」は元就が拝領した毛利本家の紋であるが、朝廷を憚って本家も幕や衣服に使用していないのであるから、長府藩主が用いることは控えるべきと指導し、長府藩もこれを了承する旨の請書を提出したことが萩藩の記録「諸事少々控」に書き留められていたからである。

これが決め手となり、最終的に長府藩は萩藩の指示に従い「御系譜」を提出した。ただし長府藩側は、「御城其外廉有之所」では「菊之御紋付」の使用を控えるが、「内証二者用ひ被申候分ハ苦間敷き哉」と尋ねている。萩藩はこれに明確な回答はしなかったようである。

この問題は、萩藩の「諸事少々控」の記事が証拠となり決着した（長府藩も由緒を申し立てたが、証拠となる文書は過去江戸藩邸の火災で焼失したという）。この問題に気づいたのは密用方（おそらく長谷川）であった。明確に記されていないが、「諸事少々控」から証拠の記事を発見したのも密用方（長谷川）であった可能性が高い。

② 「御系譜追加」提出をめぐる萩藩と長府藩の対立

右の一件後、長府藩は「御系譜」を幕府に提出した。ところがその後幕府は、長府藩に対し、秀元とその父元清の詳細な系譜を提出せよと指示した（「秀元・元清兩代之譜、委細書出候様」³¹）。「御系譜追加」を作成した長府藩は、その提出前の寛政十二年（一八〇〇）四月二十五日、江戸留守居が萩藩江戸藩邸へこれを持参した。当役の承諾を得て密用方長谷川が目を通すと重大な問題箇所が見つかった。「秀元公、文禄元年御家督、慶長五年御隠居二而、秀就公江御家を御讓候段」が記されていたのである。

前述のように、江戸時代、秀元が輝元から本家の家督を継ぎ、その後秀就に家督を譲ったという言説が広がっていた。「世上流布」する「毛利家記」に記述があり、これを元に「藩翰譜」にも取り上げられていた。しかし、それは萩藩の認識する史実ではなかった。現在においては、田中誠二氏が、対外的・名目的な問題は別にして、領知権の掌握を家督の最大の指標とする観点から、秀元が本家の家督を継いだとする説は成り立たないことを指摘されている³²。

長府藩が「系譜追加」にそのような由緒を記すことは本藩として到底認められない。萩藩は証拠を提出せよと迫り、

長府藩は「綱元様御代出来之御系譜書抜」などを提示したが、これは「全証拠ニ不相成」ものであった。そこで萩藩が輝元・秀元時代の確固とした証拠があるのかと迫ると、長府藩側は国元へ問い合わせると回答した（しかし、この後提出された史料は「何も中古之偽作にて証拠ニハ不相成物」であった）。結局、その他の間違い箇所を含め、萩藩が「証拠詰にして添削」を施すこととした。萩藩は幕府に対し、長府藩の「系譜追加」は「大膳大夫本系と齟齬仕候廉有之」ので訂正させており、出来次第提出させると断りを入れた。

ただし、四月二十八日には藩主斉房が参勤交代で帰国する段取りになっており、当役なども随行して帰国せざるを得なかった。そこで密用方長谷川が江戸藩邸に残りこの問題に対応することとなった。閏四月・五月、長谷川は「系譜追加」の間違い箇所を指摘し、逐一根拠史料を示して長府藩に修正を指示した。結局長府藩は同年五月、「右之廉々年来御伝へ誤と相見候間、認替被仰付可然候、且御相伝之御系図をも被改置、公儀江之御届事、其外後々迄無相違様被仰付置可然候事」と自らの認識の誤り（「伝へ誤」）を認め、「系譜追加」の書き換えを了承する旨の書付を萩藩に出している。八月、長府藩は訂正した「系譜追加」を幕府に提出した。

（3）寛政十二年「御紋御書出」の提出

寛政十二年（一八〇〇）十一月、幕府は諸大名へ「御旗之紋、御幕之紋、御家之紋并御替紋」を「美濃紙帳面」に書き出し提出するよう指示した。これも「寛政重修諸家譜」編纂の一環で、今回の場合、紋図の提出を指示した点が特徴である。この「御紋書出」も密用方が担当した。密用方は、御宝蔵、大御納戸、武具蔵、濃物方、満願寺などにある旗、幕、御道具類などを調査し提出案を作成した。結果、「旗之紋」は「筆勢一文字三星」「桐之御紋」、「幕之紋」は「筆勢一文字三星」「澤瀉」「切一文字三星」「桐」、「御家之御紋」は「筆勢一文字三星」「澤瀉」「菊桐」、

「御替紋」は「切一文字三星」とし、藩中枢の承認を得た後、十二月二十九日に御細工人紺屋三谷与兵衛に「御紋形」を作成させた。幕府へは享和元年（一八〇一）一月十八日に提出した（写真2）。

各支藩の提出も享和元年で、提出前には萩藩にも見せて承諾を得ている。この後、長府藩と萩藩との間でやりとりが生じた。長府藩は、享和元年三月に「切一文字三星之御紋」を旗紋として幕府に提出した。ところが提出後、秀元時代に使用されていた「筆勢一文字二三ツ星之御紋之旗」が見つかった。そこで長府藩は、これを幕府に提出したい、ついでに提出済みの「御紋書出」を差し替えたい、と萩藩に相談してきたのである。これに対し萩藩は、たとえそれが事実にしる、現在には用いられていない旗の紋であるから幕府への報告は控えるべきある、求められているのは現在の旗の紋である、として差し替えを認めなかった。穿った見方をすれば、長府藩は、秀元時代、本家と同じ「筆勢一文

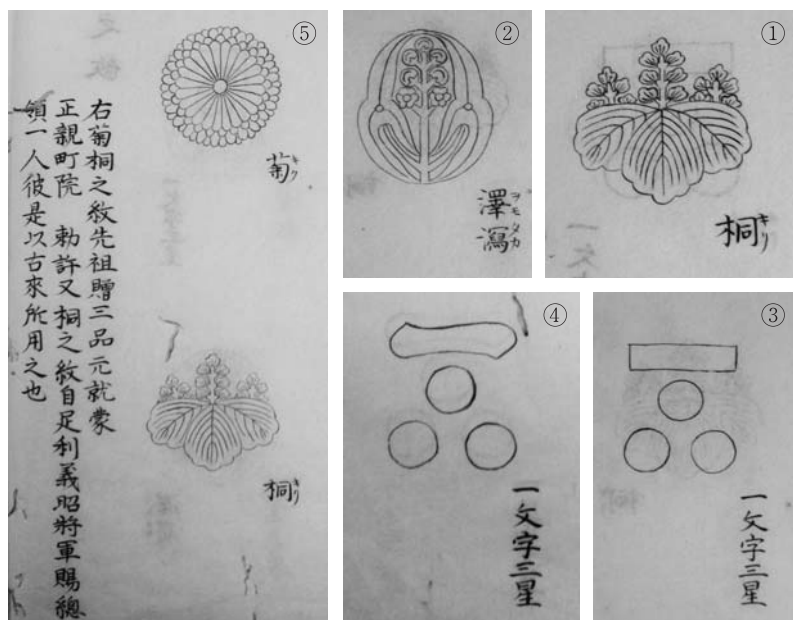


写真2 毛利本家の家紋（提出した「御紋書出」より）

①桐 ②澤瀉 ③切一文字三星 ④筆勢一文字三星 ⑤菊桐

字二三ツ星」の旗が使われていたことを、由緒として幕府に提出したいという思いであったのかもしれない。

三 寛政四年、国目付来藩と密用方

次に国目付来藩時の密用方の活動について述べる。⁽³⁴⁾

寛政三年（一七九一）六月十二日、八代藩主治親が江戸で死去し七月二十九日に嫡子斉房が藩主を継いだ。この代替わりに伴い、翌四年三月四日から八月三日まで幕府から国目付加藤鞆負と進藤三左衛門が萩藩へ派遣された。これに関し密用方は、国目付からの質問に対する藩の回答書（「御答書」）作成に携わっている。

幕府が国目付派遣を正式に萩藩へ伝えたのは寛政三年十月朔日であった。ただし藩は派遣を事前に予想しており、以前から準備を開始していた。八月十一日、当職所右筆らが絵図方平田仁左衛門に対し、国目付が派遣される可能性が高いので前もって必要な絵図類の準備をしておくよう指示している。国元の当職と江戸の当役の間でも、八月二十一日時点で、国目付来藩に向けた前例調査（特に元禄期の国目付来藩の例）が必要との認識で一致している。ただし前例調査は必ずしも順調ではなかった。例えば元禄の国目付来藩時、分限帳を提出したことが遠近方の記録で判明したが、提出した分限帳の控は国元には見当たらなかった（書式を知るために必要）。そこで八月、当職が江戸の当役に江戸藩邸にあるのではと問い合わせたが、江戸藩邸にもなく、過去の火災で焼失したのではと国元へ回答があったのは三月後の十一月であった。このように前例調査、過去の記録調査は難航している。

十二月、来藩する国目付進藤・加藤から萩藩に対し質問事項が示された。これは四八項目にも及ぶもので、（a）萩城

の規模、（b）所持する武具、鉄砲、大筒数や領内船数、（c）領内の統計情報や地理情報（例えば萩の武家・町屋敷数、領内人数、湊・浦数、金銀銅山の有無など）、（d）過去の年貢率や運上銀、などのほか、（e）「唐船漂着之節手当之事」も含まれていた。（e）は、寛政三年七月十四日に筑前沖に異国船が出没し長門・石見沖を通行した事件に対し、萩藩の対応に手遅れがあったのではないかとする国目付の指摘である。⁵⁵これらは来藩前に答える必要はなく来藩中の回答でよいとされた。この質問事項に落ち度無く正しく回答することは極めて重要であった。当職佐世仁蔵は代官中にに対し、国目付来藩は「至而御大造之御引請」であり、「若鎖細之儀二而も間違、或者御非礼之筋共有之候而者、大公儀江被為対、御崇敬之欠二も至り、御首尾相江も掛り甚以不相済」と申渡している。これは国目付による領内巡見への対応に関する発言だが、国目付の対応に藩が如何に気を遣っていたかがよくわかる。質問に間違いなく回答すること、過去に藩から幕府へ回答した例との整合性を図ることが重要であった。

寛政四年二月二日、当職佐世から密用方長谷川甚平に對し、国目付来藩中、「古実事御尋筋」があると予想されることから、国元に記録がなければ江戸にも問い合わせ、事前調査を進めておくようにとの指示があった。翌閏二月には、在府中であつた山崎与左衛門も国元に呼び寄せられ、長谷川と共に任にあたるよう命じられた。

山崎と長谷川への当初の指示は、国目付からの「古実事御尋筋」への対応準備であつた。しかし実際には、彼らはその後、国目付からの質問事項への御答書作成に従事している。「密局日乗」によれば、長谷川はこの後、作事方や郡奉行所などへ国目付の質問事項に答えるための資料提出を求めている。それは例えば、御宝蔵、御船倉などがいつから現在の場所に設置されたのかといった歴史的情報、萩・山口の町屋敷数の他、領内の人口、馬数、船数といった領内の重要な統計情報などにも及ぶ。支藩からも情報が集められた。また、過去の巡見使、国目付の記録を諸役所から借り出し調

査も行っている。

御答書作成には、藩内の様々な役所から情報を集め、あるいは過去の藩の回答との整合性を図らなければならぬ。そのためには、どの役所にどんな文書があるかを把握していなければスムーズには進まない。密用方の場合、藩内全役所の文書目録を所持しており、どの役所にどんな文書記録があるかをほぼ把握していた。また、役所設置以後、記録編纂の業務を継続して行っており、記録編纂のノウハウも伝承されていたはずである。新たに特任の役人を設けるより、密用方に任せる方が合理的であった。

三月四日、国目付が萩に到着した。国目付は、三月中、絵図方の作成した城絵図や両国絵図を検討し、書き入れるべき情報などを指摘し書き直しを指示した。その後萩城の検分も行っている。四月四日から十九日には藩内巡見に出かけた。萩から北道筋を通って赤間関へ、そこから山陽道を通って岩国へ向かい、折り返して宮市へ戻り、萩往還を通して萩へ帰るルートであった。この間、絵図方平田が随行し地理情報に関する国目付の質問に対応している。⁽³⁶⁾

国目付来藩中、国目付対応の主担当は竹内吉左衛門であった（「御国目付引請諸事之御用」）。ただし竹内は藩側の対応窓口といった立場であり、国目付へ提出する絵図類の作成、地理情報の質問への実務的応対は絵図方平田が、国目付からの質問事項に対する御答書の作成は密用方が担当した。絵図も御答書も、下書きを作成して国目付に見せ、それに対する意見が加えられ修正するという手順で進められた。国目付帰国直前の七月二十三日時点でも、絵図、御答書とも国目付からまだ指摘があり、最終的に完成したのは七月二十八日であった。⁽³⁷⁾

寛政四年九月十三日、密用方定助筆内藤市右衛門らが国目付来藩中の勤務につき褒賞された。その際の文書には、「此度御国目付衆江御書出御用一件書調被仰付、最初以来引続日々早朝々出勤、終日致出精、於于時夜詰をも仕、御答書被

差出候節者、度々御旅館江も罷出、御好二付而者早速書改等有之、御急キ之御用無滞相調、御控も数冊之儀二候処、是又一通りハ不残致出来」とある。国目付来藩中、毎日朝から晩まで役所に詰めて御答書の作成にあたり、国目付の要望にも迅速に対応し、急ぎの御用も滞りなく勤め、御答書の控も残らず作成したと褒賞されている。国目付来藩に係り密用方がいかに激務をこなしたかが知られる。

四 その他の活動

その他、密用方が関わった業務について把握できた範囲で述べておく。

（一）寛政五年二月、「旌旗考」の作成

寛政五年（一七九三）二月、密用方長谷川甚平が「旌旗考」を作成した。藩武具方保管の旗類を調査し、彩色で形状を描くとともに、旗の由緒、過去における使用のされ方などを記したものである（写真3）。乾・坤・別巻の三冊と毛利家の「軍法」（陣立、軍用、人積り、馬積り、旗指物・采幣、備立）の歴史をまとめた「密策」^{③⑧}からなる。この作成に係ずと考えられる記事が「密局日乗」の寛政五年一月十六日条にある。

一 今日御城出勤、坂九郎左衛門（当職手元役）へ致相对候処、馬屋原九右衛門（御宝蔵方・武具方兼）一同二、此度異船打払御手当二付、赤間関へ出張之

人数、入用之旗印差物等不審候間、古来之御法遂々會議、後々も証拠二相成候様二相糺候様、馬屋原九右衛門長谷

川甚平申談可相調由、仁蔵殿被申候付、相授候由、九郎左衛門申候間、及相答罷下候事

この日長谷川は、御宝蔵方兼武具方馬屋原九右衛門とともに当職手元役坂九郎左衛門に呼び出され、「此度異船打払御手当」につき、赤間関へ派遣する軍勢人数、必要な旗指物などに不審の点があることから、後の証拠になるよう「古来之

「御法」を調査するよう指示された⁽³⁶⁾。上田純子氏の研究によれば、幕府は寛政三年九月の異国船取扱法の後、翌四年十二月には万石以上の大名に対し海防強化令を出しており、これを受け、萩藩は五年六月に「異国船漂流之節手当覚」を幕府に提出している⁽⁴⁰⁾。「此度異船打払御手当二付」とは、こうした一連の流れと関係するものと考えられる。一月二十三日には、先行して「武具考」(15文武24)が坂に提出されている。「旌旗考」作成が一月十六日の指示を契機としたものである可能性は高い。

この十二年後、文化二年(一八〇五)一月二十四日には、密用方内藤市右衛門が当役右筆添役佐世新右衛門(前密用方)から次のような指示を受けている(「密局日乗」)。

此度ヲロシヤ船来朝ニ付、武備之事不怠様ニと当役衆江此間被遊御囃候、右ニ付向々ニて詮議被仰付候付、熊野孫右衛門江右詮議御内用掛被仰付、市右衛門申談候様被仰付候間、御用筋示合候様、伊賀殿被申候段、相授候事

前年九月のレザノフの長崎来航に伴い、武備を怠らないようにと「当役衆」(当役に附属する役人たち)へ内示があり、各役所へ詮議が指示され、熊野孫右衛門へは御内用が命じられた。ついでに密用方内藤市右衛門と相談せよと指示したので、内藤に伝えるよう当役毛利親頼から指示があったという。「講武秘策」によれば、この時熊野孫右衛門へ命じられたのは「御

寛政〱文化期前半における萩藩密用方について(山崎)



写真3 「旌旗考」

当家长来之御軍法」を調査し、「長崎御手当」（長崎への出兵準備¹¹）の詮議をすることであった。内藤の御内用に係り、海防問題に対処するための「古来之御軍法」調査に密用方が関与しているのである。

近世後期の萩藩の軍事改革において「御家长来之御軍法」がモデルとされ、村田清風が毛利家遠祖大江家以来の「御家兵法」という理念の下で軍事改革を進めようとしたことについては岸本氏の指摘がある¹²。右に述べたように、海防問題に関わる「古来之御軍法」の調査はすでに寛政期に密用方へ命じられており、その成果として「旌旗考」が作成されている。前述のように、「旌旗考」に対し村田清風は高い評価を与えている。また村田は「講武秘策」¹³の中で、「御密用方長谷川甚平、旌旗之密策相調、寢食之間も武備怠廃痛心仕候由」とし、「旌旗考」を作成した長谷川が「武備怠廃」に「痛心」していたと記す。すでに村田以前、密用方長谷川は、現状「古来之御軍法」が継承されず、「武備怠廃」していることに危機感を抱いていたのである。この点で、村田が長谷川に「私淑する所多かりし」という『近世防長人名辞典』の指摘は興味深い。

（2）寛政六年、明倫館御書目録の作成

寛政六年（一七九四）五月十二日、明倫館学頭繁沢権右衛門（豊城）は当職所へ対し、明倫館の書物目録を作成したので密用方長谷川甚平方に担当させて欲しいと依頼している（「密局日乗」）。蔵書増加に対する措置であったが、依頼した書状で繁沢は、「（目録の）書調之儀者、只今官中にて達者ニ写書等仕候人柄無御座候間、長谷川甚平方にて調方相成候様御沙汰可被下候」と述べている。明倫館内には上手に目録を作成できる者がいないので、密用方に担当させて欲しいという。この事例からは、密用方という役所が、書籍整理や目録作成を上手に担当しうる「達者」な役人集団、そのような技術を有した役所として藩内で認識されていたことを示している。

(3) 寛政十年、鎌倉での毛利家墓所の調査

寛政十年（一七九八）四月、密用方長谷川甚平は、江戸から帰国の途中、鎌倉へ立ち寄るよう命じられた。鎌倉法花堂裏山に毛利家遠祖西阿公（毛利季光）・寂仏公（経光）の墓があるとの情報、清末藩主毛利匡邦から萩藩奥番頭末国八郎右衛門へ寄せられたのである。毛利家の家譜にも、宝治元年（一二四七）の三浦氏の乱（宝治合戦）の際、季光が「於鎌倉法花堂、一族と共に自殺す」と記されていた。そこで長谷川に確認調査が命じられたのである。⁽⁴⁾

鎌倉に着いた長谷川は、清末毛利家へ情報を伝えた地元の清二郎と、長谷川が止宿した本陣亭主平左衛門とともに法花堂裏山へ向かった。そこには源頼朝墓や嶋津忠久墓があり、その間の岩穴が毛利家の墓というのが清二郎の説明であった。しかし穴の中には墓も証拠らしきものも見あたらなかった。清二郎に問い質しても、毛利家の誰の墓かは知らない、ただ毛利家の墓が二つあると伝え聞いていると答えるのみであった。一方、平左衛門は、この穴が毛利家の墓とは聞いたことがない、清二郎の言には証拠はないという。結局長谷川は、どちらが正しいか判断できない、ここが毛利家祖先の墓とは地誌「鎌倉志」にも記されておらず、「一として正敷筋ハ相知不申候」と結論づけている。

前稿で述べたが、安永四～五年（一七七五～七六）頃、初代密用方中山又八郎が相模国愛甲郡厚木町近辺に派遣され、毛利氏の本拠地・毛利庄の現状調査を行い「毛利庄」という記録を作成した。萩藩は藩外に所在する毛利家故地の調査をすでに安永期から開始しており、今回の墓所調査もその一連の動きとして位置づけることができる。なお当地は、文化十四年（一八一七）九月、当時密用方であった村田清風によって再度調査が実施され、結果、毛利家遠祖大江広元と毛利季光の墓が創出されたことが岸本氏によって明らかにされている。⁽⁵⁾

（4）寛政十一年、大照院一五〇回忌法要

寛政十一年（一七九九）四月二十五日、密用方長谷川甚平に対し「大照院様御年廻二付而、御由緒申出其外之詮儀、且御法会并御霊社御祭事一件御用掛諸沙汰」、すなわち、大照院（初代藩主秀就）一五〇回忌法要に係る業務が命じられた（密局日乗）。前稿で検討したように、重就治世下、藩祖元就・輝元の年忌法要が家臣・領民を取り込む大規模なイベントとして実施された。その際、家臣・領民から藩祖との由緒を提出させ、法事への参加形態を決める仕事を担ったのが密用方であった。大照院一五〇回忌法要もこれにならない、密用方に由緒調査と法事儀式の前例調査を担当させたのである。藩祖年忌法要に係る業務は設置当初から密用方の重要業務であった。大照院一五〇回忌法要はその年の十一月二日～六日に実施された。

（5）享和譜録

藩は元文期に一門・寄組など上級家臣から、明和期には大組など中級家臣以下から「譜録」を提出させた。これに続き享和年間にも一門・寄組に対し「譜録」提出を命じている。このとりまとめを担当したのが密用方佐世八十郎である。「密局日乗」享和元年（一八〇一）二月二十七日条には「寄組以上譜録書次之事、伺相済」とあり、この時譜録提出が決定されている。「秘局官員録」（10諸役31）には、「寄組以上譜録追加」は「享和元年西十二月差上」とある。

「譜録」の提出指示はそれ自体に政治的意図はない。元文・明和期とも当時進行中であつた記録編纂事業に用いる史料として、家臣の系図、系譜、所蔵文書を把握する必要から「譜録」提出が求められた。⁽⁴⁶⁾ 享和譜録も何らかの記録編纂史料として提出を求めたと考えるが、現時点で記録の特定はできていない。ただし、享和／文化初期頃、萩藩は毛利本家、末家、一門、寄組クラスの家の由緒を書き上げた「御内々演説之覚」（3公統136）を作成し公儀人を通じ幕府に提出

している。⁽⁴⁷⁾あるいはこの記録編纂のために「譜録」提出が命じられたとも推測する。

(6) 文化元～二年、家紋・旗指物・合印の提出

文化元年(一八〇四)八月二十九日、老中戸田氏教から呼び出しを受けた萩藩公儀人は、戸田の用人から、「家之紋并旗指物・合印等」の写を提出せよ、絵師狩野養川院(木挽町狩野派)の要望があれば対応するようにと命じられた。十月十五日には狩野養川院が萩藩江戸藩邸を訪れ、慶長・元和頃に毛利家が用いたもの、吉川家や「御同様之廉有御家来」が用いたものがあれば提出して欲しいと依頼した。これに関し江戸留守居右筆役石津茂左衛門は密用方長谷川への書状で、狩野養川院が慶長・元和頃に用いた家紋を求めているのは、彼が大坂の陣の絵図を作成するためだと江戸で噂されていること、諸大名の動きは鈍く、家紋等をすべて提出しているわけではないことを伝えている。

この時の家紋・旗指物・合印の写提出も密用方が担当した。作業は毛利本家分の作成に止まっていない。「密局日乗」文化二年二月十四日条によれば、密用方は「御八家(一門八家)之衆家之紋、旗差物之図面」を遠近方を通じて受け取り、同十六日には徳山毛利家の旗差物の図面を受け取っている。同年閏八月、密用方は藩中枢へ「長府・徳山・岩国之分共図面別紙一冊」を提出してよいか伺いを出している。密用方は、狩野養川院から「吉川并同様廉有家之分」の要望もあったので、「御一門・益田・福原迄ハ書出被仰付可然哉と」準備していたが、聞くところでは、家老クラスの分まで提出している大名家は無いので、長府・徳山・岩国分だけ提出することとし、なお養川院から要望が有れば対応するとしている。閏八月二十八日、公儀人から養川院の弟子早瀬へ図面が提出されている。⁽⁴⁸⁾

おわりに

成立期の密用方は、藩主重就の意向を受けた業務を主に担当し、重就の政治的立場強化の一翼を担った。しかし重就死後、寛政く文化期前半の密用方は、藩主のための役所という姿を後退させ、藩の（厳密には当役へ江戸方へ）に附属する）一役所として、藩が直面する重大な政治課題（幕府への系譜提出、国目付対応、海防問題等）を解決するための調査事業、記録編纂事業を担当する役所としての性格を強めている。そこに大きな違いがある。人事面でも、若くして密用方で勤務した後、御用所（当役）右筆、当役手元役等、藩中枢役所の役人へと昇進するルートが形成されていく。重就死後、藩内での立ち位置を変化させながら密用方が継続していった大きな要因には、藩内諸役所の文書を唯一横断的に調査・閲覧でき、藩内における「情報の保管庫」としての性格を有していたこと、比較的長期間勤務する役人が毛利家・藩の歴史・情報、文書記録に精通し、調査事業や記録編纂事業の経験、ノウハウを保持していたこと、それゆえ、重大な政治課題に直面する藩にとって有用な存在たり得たことを指摘できる。

寛政く文化期前半の業務も多岐にわたるが、その中でも特に、幕府による系譜調査への対応、国目付来藩への対応、海防問題から派生した「古来之御軍法」調査への関わりが注目される。

密用方は、「藩翰譜統編」「寛政重修諸家譜」編纂に係る「御系譜」提出実務を担当した。特筆すべきは、その点よりもむしろ、各支藩の「御系譜」を萩本藩が認識する歴史と齟齬のない形に修正させる上で、密用方が大きな役割を果たしたことである。特に、長府藩が秀元の誤った由緒を幕府に提出しようとしたことを阻止できた点は大きい。それが可能であったのは、密用方が過去の史実とそれを裏付ける文書を把握しており、徹底した証拠主義で長府藩の主張を論破

した点にある。長府藩はこの問題に関し本藩の主張を完全に認めざるを得なかった。ただし秀元に関する誤った由緒は「世上流布」したままであった。その原因となっている「毛利家記」など「世上流布」する誤った書物への本格的対応は、続く文政期、密用方による三代実録編纂まで持ち越される。

国目付来藩に関しては、密用方が御答書作成を担当したことを通じ、藩内の役所から様々な情報を収集した点が注目される。密用方へはそれまで以上に藩内外の情報が蓄積され、藩内における「情報の保管庫」としての性格を一層強めていった。

天保十一年（一八四〇）八月朔日、密用方には「異国船御手当定掛」が設置される（『もりのしげり』）。しかし、密用方と海防問題との関わりはこの掛設置が最初ではない。寛政五年一月の密用方長谷川への指示に見えるように、海防問題、そこから派生する軍備問題と密用方との関わりはすでに寛政期に生じている。注目されるのは、「旌旗考」を作成した長谷川が「武備怠廢」に「痛心」したという指摘である。このことは、「古来之御軍法」調査を通じ、密用方役人が海防問題、軍備問題への知識を深め、現状への問題意識を抱くに至ったことを示す。⁴⁹

密用方役人は人事により替わっていくものの、比較的長期にわたり勤務し、文書記録も密用方に残る。寛政期に醸成された様々な問題意識（海防問題と「武備怠廢」、本支藩関係を揺るがしかねない「世上流布」する「偽書」の存在、不明確な遠祖の墓所）は、少なからず次の役人へと継承されていくだろう。

村田清風は、文化七年（一八一〇）十一月から文政二年（一八一九）七月までの約八年半（二八―三七才時）、密用方に勤務する。村田が、密用方時代を含む文化・文政期、毛利家遠祖廟の創出、三代実録編纂の開始、新たな軍事編制である神器陣の創設などに関わったことは岸本氏の研究に詳しく、新たな軍事編制の創出と藩祖顕彰がセットで行われた

という指摘は重要である。本稿の検討を踏まえ附言すれば、村田が関与したそれらの政策は、寛政期に認識された諸問題への対応策といえる。密用方で醸成された問題意識、その継承者としての側面を村田に見出すことが可能ではないかと考える。

註

- (1) 拙稿「萩藩密用方と中山又八郎の活動について―藩主重就期における密用方設置前後の動向―」（『山口県文書館研究紀要』へ以下「紀要」と略）第三八号 二〇一一年。
- (2) 岸本覚「長州藩の藩祖顕彰と藩政改革」（『日本史研究』四六四号 二〇〇一年）。関連する同氏の論考に、「長州藩藩祖廟の形成」（『前同』四三八号 一九九九年）、「村田清風と萩藩軍事改革―「御家兵法」と「異船防禦」―」（『佛教大学総合研究所紀要』第七号 二〇〇〇年）、「近世後期における大名家の由緒―長州藩を事例として―」（『歴史学研究』八二〇 二〇〇六年）がある。
- (3) 『山口県史 史料編 近世Ⅰ』の「解説」（山口県 一九九九年）。
- (4) 小川亜弥子『幕末期長州藩洋学史の研究』（思文閣出版 一九九八年）。
- (5) 三宅紹宣「幕末・維新期における諸階層の対外認識―長州藩域を中心として―」（同『幕末・維新期長州藩の政治構造』の補論二 校倉書房 一九九三年）、上田純子「寛政―文化期前半における萩藩密用方について（山崎政期の萩藩毛利家における海防問題」（『山口県史研究』第一六号 二〇〇八年）。
- (6) 本章の記述は、「秘局官員録」（10 諸役 30・31）、「役人帳」（前同 54）、「密局日乗」（19 日記 18）、「考績抄御賞美先例」（22 諸臣 179）、「分限帳」（「無給帳」（52 給祿）による（毛利家文庫、以下同）。
- (7) 柿並市右衛門については拙稿「萩藩当職所における文書整理と記録作成」（「紀要」第二四号 一九九七年）、「当職所記録仕法」について―萩藩当職所における記録作成マニュアル―（『瀬戸内海地域史研究』第九輯 文献出版 二〇〇二年）参照。
- (8) 密用方内では、密用方助筆、密用方御用、密用方役と昇進する。
- (9) 「旗旗考」（15 文武 63（2の1））に「村田清風云、秘府旗旗考ハ長谷川有文か有意的著述なりと（略）」との後年の付箋がある。
- (10) 白井哲哉『日本近世地誌編纂史研究』（思文閣出版 二〇〇四年）、第4章「寛政―文化期の書物編纂と江戸幕府」。

寛政／文化期前半における萩藩密用方について（山崎）

七二

- (11) 根岸茂夫「近世における『藩翰譜』の影響と長州藩」
『季刊日本思想史』四六 一九九五年
- (12) 前掲註10、白井前掲書。
- (13) 以下本節の記述は「公儀江出ル御系譜一件」（3公統9）、
「公儀江出ル御系譜一事」（同204（2の1）、および「密局
日乗」による。
- (14) 「御末家御系図一事」（24末家116）
- (15) 「藩翰譜一件往返書札其外伺書」（3公統47）。
- (16) 前掲註3河本「解説」。
- (17) 前掲註15、「藩翰譜一件往返書札其外伺書」。
- (18) 「藩翰譜参考」（3公統49）。
- (19) 「毛利氏藩翰譜参考」（3公統45）は、「藩翰譜参考」一
冊と「藩翰譜参考引書」六冊からなる。
- (20) 前掲註11、根岸論文。
- (21) 「藩翰譜一件伺書」（3公統48）。
- (22) 前掲註15、「藩翰譜一件往返書札其外伺書」。
- (23) 引用史料は、「藩翰譜一件伺書」（註21）の中の文書の一
部である。「藩翰譜一件伺書」冒頭には伺書があり、それ

には「先達而被仰出候藩翰譜之内、御当家之御系譜相違之
廉々、御系図・御什書其外御控物類彼は見合引調、氣付候
程之儀者相糺候間、別冊之通整可被仰付哉」との文言があ
る。ゆえにこれは「藩翰譜参考」を作成した密用方が提出
した伺書とわかる。本稿での引用部分はこの伺書に続く箇
所で、「前段之趣於下猶又種々示合せ見候処」で始まる。
このことから、密用方の伺書に対し意見を付したものと判
断できる。意見を付した主体について記載はないが、伺書
の最終決裁者は当役であり、その点から当役手元役・御用
所右筆役らの意見と考えるのが妥当である。「藩翰譜一件
伺書」は、密用方の伺書とそれに対する御用所中（当役手
元役・右筆役）の意見が書き写されたものである点に注意
が必要である。

(24) 「藩翰譜参考」（3公統49）。

(25) 世上に流布し、萩藩にとって誤った史実を喧伝する書物
にどう対処するかは、近世を通じて大きな問題であった。
すでに寛文期には萩藩による軍記「関西記」の焼却事件が
発生している（布引敏雄「毛利関係戦国軍記の成立事情」

寛政く文化期前半における萩藩密用方について（山崎）

『日本史研究』三七三号 一九九三年）。また、岩国藩の家格の宣伝を目的とした「陰徳太平記」の刊行、世上への流布も重大問題であった。これについては、布引論文および山本洋「『陰徳太平記』の成立事情と吉川家の家格宣伝活動」（『山口県地方史研究』第九三号 二〇〇五年）参照。

（26）前掲註10、白井前掲書。

（27）「公儀江出ル御系譜一件」（3公統9）

（28）『もりのしげり』の元就系譜の箇所に「贈菊桐章 永禄三年二月十五日」とある。

（29）「寛政十二年 御紋御書出」（15文武52）。

（30）「寛政十二年御末家御系譜一事」（3公統36）の「長府御系譜之事」。以下本節の記述はこれによる。

（31）以下本節の記述は、「寛政十二年御末家御系譜一事」（3公統36）の「毛利直次郎様御系譜一件」による。

（32）田中誠二「毛利秀元論―萩藩初期政治史研究序説―」（『山口県地方史研究』第六二号 一九八九年）。

（33）以下本節の記述は「寛政十二年 御紋御書出」による。なお萩藩提出分の控が「御紋書出」（15文武55）。

寛政く文化期前半における萩藩密用方について（山崎）

（34）本章の記述は、「国御目付一事諸沙汰」（2柳営26）、「御国目付加藤・進藤来藩一件録」の「絵図方勤書」（2柳営42（105の53））および「密局日乗」の当該条による。

（35）前掲註5上田論文参照。

（36）絵図方の活動については山田稔「萩藩絵図方関係年表」（『紀要』第三八号）。

（37）国目付への御答書の控が「寛政御国目付工御答一件」（2柳営24）である。附言すれば、前掲註5で上田氏が分析した「御国目付唐船事御答一件」（28防寇22）は、この国目付への御答書の一部（「唐船御手当御目付の御問有之、追々御答相成候控」）の写である。なお、「密局日乗」寛政四年四月二十六日条には「唐船事御答、唐船方々差出候由候事」とあり、この問題に関する御答書を密用方が一から作成したわけではなく、当職所の唐船方が作成したものを密用方が書き調える形であったようである。

（38）15文武61。

（39）同年二月、当職所筆者井上惣兵衛が密用方長谷川に「唐船事」に関する記録の借用を申し入れていることから、こ

寛政（文化期前半における萩藩密用方について（山崎）

の時期、当職所でも何らかの調査を進めていたと思われる。

(40) 前掲註5、上田論文。

(41) 前掲註5、三宅論文。

(42) 前掲註2、「長州藩の藩祖顕彰と藩政改革」「村田清風と萩藩軍事改革——「御家兵法」と「異船防禦」——

(43) 『山口県史 史料編 幕末維新編2』（山口県 二〇〇四年）所収。

(44) 「於鎌倉相尋一事」（12 寺社33）。以下の記述はこれによる。

(45) 前掲註2「長州藩の藩祖顕彰と藩政改革」。

(46) 元文譜録については拙稿「萩藩元文譜録と永田瀬兵衛」

『「紀要」第三六号 二〇〇九年）、明和譜録については同

「宝暦末（明和前期における萩藩の記録編纂事業について——江戸御国大記録方の設置および中山又八郎の活動——

『「紀要」第三四号 二〇〇七年）。

(47) 3 公統136。

(48) 以上は「御紋御旗指物合印御付出一件」（15 文武54）による。なお、萩藩提出分の控が「御紋御書出」（同56（2

の1）、末家・家来分の控が「家之紋旗指物合印等之図」（同（2の2）、提出を見合わせた一門、益田、福原分等が「御紋御旗御指物合印図」「家之紋旗指物合印之図」（同57）。萩藩分以外は彩色の美しい図が描かれている。
(49) 文化三（四年頃の「密局日乗」には、アメリカ船の記事や蝦夷地での異国船の記事などがある。